

## 船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

### 1. 案内情報

①手続名：登録訂正及び船舶国籍証書書換申請

②手続き根拠：船舶法施行細則第47条ノ二第1項

③手続き対象者：船舶所有者

④提出時期：船舶所有者が錯誤等を発見した場合

⑤提出方法：窓口申請

⑥手数料：  
登録訂正申請 なし  
船舶国籍証書書換申請書 4,500円

⑦申請書様式：登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書

⑧添付書類・部数：登記簿謄本等の事実を証明する書面1通

⑨記載要領・記載例：提出先にお問合せください

### 2. 窓口情報

①提出先：沖縄総合事務局運輸部船舶船員課

（〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL098-866-1838）

沖縄総合事務局宮古運輸事務所

（〒906-0013 宮古島市平良字下里 1037-1 TEL0980-72-4990）

沖縄総合事務局八重山運輸事務所

（〒907-0002 石垣市真栄里 863-15 TEL0980-82-4772）

②受付時間：8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

### 3. 手続情報

①審査基準：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外

②標準処理期間：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外

③不服申立方法：行政不服審査法によります

登録訂正及び船舶国籍証書書換申請書

年　　月　　日

沖縄総合事務局長 殿

申請者の氏名又は名称  
及び住所

船舶法施行細則第47条ノ2第1項の規定により、下記のとおり登録の訂正及び船舶国籍証書の書換を申請します。

記

1. 船舶番号
2. 船　　名
3. 船籍港
4. 総トン数
5. 所有者の氏名又は  
名称及び住所
6. 訂正事項　(正)  
(誤)
7. 訂正の理由

備考：1～5については、現に登録されている内容を記載して下さい。

証書交付・再交付・書換手数料納付書

年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

(申請者の氏名又は名称及び住所)

下記船舶の ※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名

2. 総トン数

収入印紙貼付欄

注. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載してください。

- イ 船舶国籍証書交付
- ロ 船舶国籍証書再交付
- ハ 船舶国籍証書書換
- ニ 船舶国籍証書交付（英語併記）
- ホ 船舶国籍証書再交付（英語併記）
- ヘ 船舶国籍証書書換（英語併記）
- ト 仮船舶国籍証書交付
- チ 仮船舶国籍証書再交付
- リ 仮船舶国籍証書書換
- ヌ 仮船舶国籍証書交付（英語併記）
- ル 仮船舶国籍証書再交付（英語併記）
- オ 仮船舶国籍証書書換（英語併記）